

次期愛知県国民健康保険運営方針の素案について

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2により定めた愛知県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)の対象期間(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)が満了することから、これまでの国保運営方針に基づく取組の状況等(※)を踏まえ、必要な見直しを行う。※別紙2 現行の国保運営方針に関する評価等について 参照

(都道府県国民健康保険運営方針)

国民健康保険法第82条の2 第1項

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めるものとする。

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

(3) 改定の考え方

国保運営方針連携会議等において、市町村等と検討のうえ、以下の考え方にに基づき、国保運営方針を改定するものとした。

全体方針

国保都道府県単位化の趣旨の深化を図る3つの課題(法定外繰入等の解消・保険料水準の統一に向けた議論・医療費適正化の更なる推進)等について、被保険者に過度な負担が生じないよう適切な配慮をしつつ、予防・健康づくり事業の強化も含めて、丁寧な取り組みを行う。

法定外繰入等の解消

国の考え方を踏まえ、状況の見える化を進めるとともに、赤字市町村と協議のうえ、被保険者の保険料(税)負担を配慮しつつ、適切な保険料(税)水準に近づけていくこと等により、計画的・段階的な解消を図る。

(国の示す削減・解消すべき)赤字：法定外一般会計繰入金のうち決算補填等目的の額等
赤字市町村：前年度決算で当該赤字が発生し、翌年度までに解消が見込めない市町村

保険料(税)水準の統一に向けた議論

保険料(税)水準の統一に向けては、様々な課題が想定されることから、市町村から聴取する意見等を踏まえ、保険料(税)が急激に上昇しないよう、被保険者への影響を考慮しながら統一化の議論を深め、段階的に検討を進める。

医療費適正化の更なる推進

国保被保険者の健康水準向上や医療費適正化を図るため、重症化予防、特定健診等の実施率向上及びデータヘルスに基づく予防・健康づくりの推進等を積極的に実施する。

2 改定のポイント

主要テーマ	
【章】抄	新規記載内容
法定外繰入等の解消	
【第1章】 国保の医療費・財政見直し	○ 赤字市町村の策定する赤字削減・解消計画には、赤字削減のみならず解消の目標年次を明記 ※県下一律の解消目標年次は設定しない ○ 県は赤字市町村の赤字削減・解消状況を公表
保険料(税)水準の統一に向けた議論	
【第2章】 保険料の標準的な算定方法	○ 将来的な保険料(税)水準の統一に向けた議論を実施
【第8章】 その他	○ (議論の場として)国保運営方針連携会議のもとに財政部会を設置
医療費適正化の更なる推進	
【第5章】 医療費適正化の取組	《糖尿病重症化予防の推進について》 ○ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを改定 ○ 糖尿病と歯周病の相互改善を図る医歯薬連携による糖尿病/歯周病予防モデル事業を実施 《特定健診等実施率の向上について》 ○ 市町村等と先進自治体調査の結果を踏まえた効果的な取組を検討
【第7章】 保健医療サービス等関係施策連携	《地域包括ケアシステムの構築について》 ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

注 新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した主な内容

- 市町村規模別の目標収率率を抑制的に設定(【第3章】保険料徴収の適正実施)
- 医療費適正化の取組実施に際しての慎重な対応(【第6章】医療費適正化の取組)

3 改定スケジュール(予定含む)

年	月	手続等	検討内容等
2	7～10月	国保運営方針連携会議(3回)/全市町村アンケート	素案等の検討
	11月	国保運営協議会(1回目)(11月9日)	素案の諮問
3	12月	全市町村法定意見聴取	素案の意見徴取
	1月	パブリックコメント	
	2月	国保運営協議会(2回目)	最終案の諮問
	3月	成案公表	